

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事務において特定個人情報ファイルの取扱うことにより、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を断続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事務
②事務の概要	・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦等の経済的自立とその扶養する児童の福祉の増進を図るために各種資金の貸付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②償還免除の申請の受理、その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 63の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番42、125、161 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番88
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課 静岡市葵区追手町9番6号 054-221-3759
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課 静岡市葵区追手町9番6号 054-221-3759
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	処理簿を作成し、申請書単位で処理状況を記載し管理している。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	鍵のついた保管庫にて管理を徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5. ②	課長 佐藤 浩平	課長 高橋 真一郎	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. ②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年12月20日	I 関連情報 5. ①	静岡県健康福祉部こども家庭課	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課	事後	実態に即した修正
令和7年1月10日	I 関連情報 3	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の63の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令平成26年内閣府・総務省令第5号)第34条 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表 63の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条 	事後	番号法改正に伴う修正
令和7年1月10日	I 関連情報 4. ②	<p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の26の項及び30の項、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条第1号ト、同条第2号～第6号、第44条第1号ト、同条第2号～第5号 <p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の63の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令平成26年内閣府・総務省令第5号)第34条 	<p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番42、125、161 <p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番88 	事後	番号法改正に伴う修正